

デジタル臨時行政調査会作業部会

法制事務のデジタル化検討チーム 運営要領

法制事務のデジタル化検討チーム（以下「検討チーム」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 検討チームの会合において配布された資料は、原則として、公表する。
- 2 検討チームの議事録は、原則として、公表する。
- 3 次の各号に掲げる場合においては、検討チームの決定を経て、資料若しくは議事録の一部又は全部を非公表とすることができる。
 - 一 率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合
 - 二 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - 三 その他中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合
- 4 この運営要領に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、座長が定める。